



# 山形県公報

平成24年4月1日(日)

号 外 (10)

## 目 次

### 選挙管理委員会関係

#### 訓 令

○山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1

### 選挙管理委員会関係

#### 訓 令

#### 山形県選挙管理委員会訓令第2号

事 務 局  
地 方 事 務 局

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

#### 山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程の一部を改正する訓令

山形県選挙管理委員会事務局に置かれた職に充てる職員の指定に関する規程（昭和50年6月県選挙管理委員会訓令第1号）の一部を次のように改める。

別表中

書記長補佐	村山総合支庁 総務企画部総務課長
総務課長	村山総合支庁 総務企画部地域振興課長

を

書記長補佐	村山総合支庁 総務企画部総務課長
総務課長	

に、「村山総合支

庁総務企画部地域振興課の課長補佐」を「村山総合支庁総務企画部総務課副主幹」に、「の予算主査、予算係長並びに予算係に所属する主査及び主事並びに村山総合支庁総務企画部地域振興課」を「（出納室を除く。）」に、

書記長補佐	最上総合支庁 総務企画部総務課長
総務課長	最上総合支庁 総務企画部地域振興課長

を

書記長補佐	最上総合支庁 総務企画部総務課長
総務課長	

に、「最上総合支庁総務企

画部地域振興課の課長補佐」を「最上総合支庁総務企画部総務課副主幹」に、「の予算主査、予算係長並びに予算係に所属する主査及び主事並びに最上総合支庁総務企画部地域振興課」を「（出納室を除く。）」に、

	書記長補佐	置賜総合支庁 総務企画部総務課長
	総務課長	置賜総合支庁 総務企画部地域振興課長

を

	書記長補佐	置賜総合支庁 総務企画部総務課長
	総務課長	

に、「置賜総合支庁総務企

画部地域振興課課長補佐（総務を担当するものに限る。）」を「置賜総合支庁総務企画部総務課副主幹」に、「の予算主査、予算係長並びに予算係に所属する主査及び主事並びに置賜総合支庁総務企画部地域振興課」を「（出納

室を除く。）」に、

	書記長補佐	庄内総合支庁 総務企画部総務課長
	総務課長	庄内総合支庁 総務企画部地域振興課長

を

	書記長補佐	庄内総合支庁 総務企画部総務課長
	総務課長	

に、

「庄内総合支庁総務企画部地域振興課課長補佐」を「庄内総合支庁総務企画部総務課副主幹」に、「の予算専門員、予算係長並びに予算係に所属する主査及び主事並びに庄内総合支庁総務企画部地域振興課」を「（出納室を除く。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。